諮問庁:防衛大臣

諮問日:平成29年7月12日(平成29年(行情)諮問第294号)

答申日:平成30年12月20日(平成30年度(行情)答申第357号)

事件名:「国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に

対する協力支援活動等に関する法律」に関して行政文書ファイル等

につづられた文書の開示決定に関する件(文書の特定)

# 答 申 書

## 第1 審査会の結論

「『国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律』(以下「支援法」という。)に関して、その業務のために行政文書ファイル等につづられた文書の全て(2015.9.30-本本B998(以下「別件開示請求」という。)で特定された後につづられたもの)。\*『行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令』別表でいう『七 電磁的記録』があれば、それを希望。」(以下「本件請求文書」という。)の開示請求につき、別紙に掲げる3文書(以下「本件対象文書」という。)を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

## 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3 条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年9月30日付け防官文第17156号により防衛大臣(以下「処分庁」又は「諮問庁」という。)が行った開示決定(以下「原処分」という。)について、文書の再特定を求める。

## 2 審査請求の理由

## (1) 審査請求書

ア 他にも文書が存在するものと思われる。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、 当該行政機関が保有しているもの」(別件の損害賠償請求事件にお ける国の主張)である。

そこで本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求めるものである。

イ 履歴情報の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、履歴情報が特定されてい

なければ、改めてその特定を求めるものである。

ウ 特定された PDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度(行情)答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」(平成24年4月4日 付け防官文第4639号)についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

オ 文書の特定が不十分である。

特定された文書以外にも文書が存在するものと思料されるので、改めて関連部局を探索の上、発見に努めるべきである。

### (2) 意見書1

ア 電子情報も法の対象文書である。

法における対象文書は、「電子情報も対象」(第145回国会参議院総務委員会会議録第3号2頁。甲第5号証)である。また法2条に定義する「行政文書」の範疇には電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録)も含まれている。

したがって、「電子情報」(電磁的記録)も、法3条における開示の対象となる。

開示決定通知書で電磁的記録形式を特定明示しなければ、交付された複写が、特定された「電子情報」(電磁的記録)であるかを開示請求者は確認することができないという不都合が生じるのである。

イ 総務省の法解釈に従えば、開示請求時の電磁的記録形式で文書が特 定・開示されなければならない。

本件審査請求と同様の、開示請求時に行政機関が保有する電磁的記録形式で文書を特定すべしとの審査請求に対して、法の所管官庁で

ある総務省は、Word形式で保有する文書を特定し、開示するとの決定を行っている。

これが法の正しい解釈である。

また、諮問庁も過去における開示決定(防官文第980号)でWordファイルを特定・明示しているので、本件においても何ら支障は生じないはずである。

諮問庁は独善的な法解釈を改め、所管官庁の解釈に従って(また過去においても自ら行っていた)文書の特定・明示を行うべきである。

## (3) 意見書2

諮問庁では変更履歴情報等が存在しても開示対象と扱わずに処分を行っている。

諮問庁は理由説明書で、本件請求文書の履歴情報等について「防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく」と主張している。

ところが、平成28年7月1日付けFAX及び同月15日付けFAXによれば、開示実施の担当窓口では、変更履歴情報等について付随を避ける措置を施した上で、複写の交付を行っていると説明している。

そもそも変更履歴等が利用又は保存されていなければ,当該説明のような付随を避ける措置を施す必要がない。

したがって、上記FAXの説明に従えば、諮問庁は変更履歴情報等が存在しても開示対象と扱わずに開示決定等を行っている疑いがある。

本状から推測するに、おそらく開示実施を直接担当している職員は、変更履歴情報等が開示対象になり得るという事実を知らずに開示実施を遂行しているものと思料される。

そこで改めて変更履歴情報等の有無を確認するとともに、その情報に ついて開示決定等をやり直すべきである。

# 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、法11条を適用して平成28年9月30日まで開示決定等の期限を延長し、まず、「我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案に対する附帯決議に関する質問主意書 平成二十七年九月二十五日(質問第三三一号)」及び「内閣参質一八九第三三一号 平成二十七年十月六日(答弁書第三三一号)」を特定し、法9条1項の規定に基づき、平成27年12月25日付け防官文第20554号により開示決定処分(以下「先行開示決定」という。)を行い、次に本件対象文書を特定し、法9条1項の規定に基づき原

処分を行ったところ、原処分に対して審査請求が提起されたものである。 本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

- 2 審査請求人の主張について
- (1)審査請求人は、「他にも文書が存在するものと思われる。」と主張し、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定するよう求めるが、本件対象文書の電磁的記録はPDFファイル形式とは異なるいわゆる文書作成ソフトにより作成された文書の電磁的記録を特定している。

なお、審査請求人は処分庁が原処分における行政文書開示決定通知書においてPDFファイル形式の電磁的記録を特定したかのように述べるが、法その他の関係法令において、特定した電磁的記録の記録形式まで明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、原処分においては「PDFファイル形式」と電磁的記録の記録形式は明示していない。

- (2)審査請求人は、「本件開示決定通知からは不明である」として、本件対象文書の履歴情報についても特定するよう求めるとともに、「平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような『本件対象文書の内容と関わりのない情報』との処分庁の勝手な判断は、法に反する」として、「本件対象文書と関わりのない情報」についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、本件対象文書の履歴情報やプロパティ情報等については、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。
- (3)審査請求人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われているため、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として、複写の交付が本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるが、本件審査請求が提起された時点においては、審査請求人は複写の交付を受けていない。
- (4)審査請求人は、「特定された文書以外にも文書が存在するものと思料されるので、改めて関連部局を探索の上、発見に努めるべきである。」として、改めて特定するよう求めるが、本件対象文書の他に本件開示請求に係る行政文書は保有していないことから原処分を行ったものであり、本件審査請求を受け、念のため関係部署において改めて行った探索においても、その存在を確認できなかった。
- (5)以上のことから、審査請求人の主張はいずれも理由がなく、原処分を 維持することが妥当である。

### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成29年7月12日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

③ 同年8月22日 審査請求人から意見書1及び意見書2

を収受

④ 平成30年12月4日 審議

⑤ 同月18日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙に掲げる3文書である。

審査請求人は、文書の特定が不十分であるとして文書の再特定を求めており、諮問庁は、本件対象文書を特定し開示した原処分を妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

- 2 本件対象文書の特定の妥当性について
- (1)本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。
  - ア 本件開示請求は、平成27年9月19日に成立した支援法に関して、別件開示請求時点(同年9月30日)から本件開示請求時点(同年11月2日)までの間に、その業務のために行政文書ファイル等につづられた文書の開示を求めるものであるが、具体的には、同法が平成27年9月に成立し、平成28年3月に施行されるまでの一連の経緯に係る文書のうち、本件開示請求の対象となる上述の約1か月間に作成・取得した文書を求めるものと解し、先行開示決定で特定した文書及び本件対象文書を特定した。
  - イ 本件審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、先 行開示決定で特定した文書及び本件対象文書の外に本件請求文書に該 当する行政文書の保有を確認することはできなかった。
- (2) 当審査会事務局職員をして内閣官房ウェブサイトを確認させたところ、同ウェブサイトには、上記(1)の諮問庁の説明のとおり、支援法は、平成27年9月19日に成立し、平成28年3月29日から施行された旨記載されていることを踏まえると、先行開示決定で特定した文書及び本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有していない旨の上記(1)の諮問庁の説明が不自然、不合理とはいえず、他に本件対象文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、防衛省において、先行開示決定で特定した文書及び本件対象文書の外に本件開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められない。
- 3 審査請求人のその他の主張について 審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものでは

ない。

4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、防衛省において、先行開示決定で特定した文書及び本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

# (第2部会)

委員 白井玲子,委員 池田綾子,委員 中川丈久

# 別紙(本件対象文書)

- 文書 1 参議院議員山本太郎君提出「国際平和支援活動」における自衛隊員 の安全確保に関する質問主意書
- 文書 2 参議院議員小西洋之君提出平和的生存権と核兵器の輸送及び提供に 関する質問主意書
- 文書3 参議院議員小西洋之君提出臨時国会の召集に関する質問主意書